

**地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく
鉄道事業再構築実施計画の認定について
〔北近畿タンゴ鉄道 宮福線及び宮津線〕**

平成27年3月10日
国土交通省

1. 鉄道事業再構築事業について

鉄道事業再構築事業は、継続が困難又は困難となるおそれがあると認められる旅客鉄道事業について、地方公共団体等の支援を受けつつ、上下分離等の事業構造の変更を行うことにより、その路線における輸送の維持を図ることを目的とし実施する事業である。地方公共団体等及び鉄道事業者の合意により「鉄道事業再構築実施計画」を作成し、国土交通大臣の認定を経て実施される。

国土交通省においては、鉄道事業再構築事業を実施する事業者に対し、事業構造の変更に必要な許可等の法的手続きの簡素化等の特例措置、予算・税制特例等の総合的なパッケージによる支援措置を講じている。

2. 北近畿タンゴ鉄道宮福線及び宮津線に係る鉄道事業再構築実施計画について

(1) 背景

北近畿タンゴ鉄道(株)は、昭和63年に開業した宮福線と旧日本国有鉄道から西日本旅客鉄道(株)を経て平成2年に転換された宮津線の2路線を運行する第三セクター鉄道であり、開業以来、地域住民の通勤・通学の交通手段として、また、ビジネスや観光地と都市部を結ぶネットワークとして重要な役割を担ってきたところであるが、少子高齢化やモータリゼーションの進展、レジャーの多様化、産業の空洞化により、非常に厳しい経営状況が続いている。

こうした状況を踏まえ、沿線自治体や北近畿タンゴ鉄道(株)、WILLER TRAINS(株)が共同で抜本的な経営改善等の検討を行い、沿線自治体による地域公共交通網形成計画の策定を経て、今般の「鉄道事業再構築実施計画」の策定に至ったもの。

(2) 鉄道事業再構築実施計画について

本計画においては、北近畿タンゴ鉄道(株)が線路や車両等の鉄道施設等を保有し、WILLER TRAINS(株)が有償で同施設等を借り受けて運行を行う「上下分離方式」による事業構造の変更、沿線自治体による鉄道施設等の維持・修繕等に要する費用の負担、地域の関係者が連携して行う利用促進策が柱となっている。

本計画に基づく鉄道事業再構築事業の実施により、WILLER TRAINS(株)については、運行に専念した自由な経営が可能となり、民間のノウハウ・アイデアの活用や地域と連携した利用促進策の実施による経営改善が図られ、また、北近畿タンゴ鉄道(株)については、鉄道施設等の維持・修繕等に必要な額を沿線自治体が負担することにより、収支均衡と安全で安定した運行の維持が期待される。

【本事業の概要】

1. 鉄道事業再構築事業を実施する路線
北近畿タンゴ鉄道 宮福線及び宮津線
2. 旅客鉄道事業の事業構造の変更の内容
現行、第一種鉄道事業者である北近畿タンゴ鉄道(株)が、第三種鉄道事業者として鉄道用地、鉄道施設及び車両を保有し、WILLER TRAINS(株)が当該用地、鉄道施設及び車両を有償で借り受けて、第二種鉄道事業者として運行を行う。
3. 鉄道事業再構築事業の実施予定期間
 - ・ 事業開始予定：平成27年4月 1 日
 - ・ 事業終了予定：平成37年3月31日（10年間）
 - ※5年を経過した時点で実施計画の見直し等について検討
4. 旅客鉄道事業の経営の改善に関する事項
 - (1) 安全な輸送サービスの確保
 - ・ 鉄道施設等の計画的な整備・更新
 - ・ 安全管理の科学化
 - ・ 安全に関する外部専門家からの意見聴取（安全評価外部委員会の設置）
 - (2) 集客・増客対策の実施
 - ・ 地域の自治体や学校、職場等と連携したモビリティ・マネジメントの実施
 - ・ 地域の魅力等の国内外への情報発信
 - ・ 着地型観光プロジェクトの実施による観光需要の創造（WILLER グループの旅行商品企画力・高速バス輸送ノウハウ、鉄道、観光資源を活用したツアーの企画）
5. 地方公共団体その他の者による支援の内容
 - (1) 鉄道施設等の維持・修繕及び施設整備等に要する費用の負担
 - (2) 「海の京都」観光圏整備事業による鉄道需要の創出 等
6. 鉄道事業再構築事業の実施により想定される効果
WILLER TRAINS(株)における民間のノウハウ・アイデアの活用や沿線自治体をはじめとする関係者と連携した利用促進策の展開及び北近畿タンゴ鉄道(株)の保有する鉄道施設等に係る維持・修繕費等の必要額を沿線自治体がしっかりと支援することにより、計画期間中を通じ収支の均衡と安全で安定した運行の維持が図られる。